

離婚後のこどもの未来のために… 相談と助成で市がサポートします



相談

離婚前後相談

離婚を検討していてこれからひとり親になるかた、離婚などによりひとり親になったかたの相談をお受けしています。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

どんな相談ができるの？
予約の方法は？
→裏面をご覧ください

助成

養育費確保のための費用助成

養育費について取り決めること、継続して養育費を受け取ることは、こどもの健やかな成長と安定した生活を送るためにとっても大切です。市では養育費を確保するための費用を助成しています。

- 【対象者】以下のいずれにも該当する方
- ひとり親のかた or 離婚協議中の父または母
 - 養育費の取り決めをする児童と同居している など

どんな場面で助成が使えるの？
→裏面をご覧ください

佐倉市役所 こども家庭課 こども手当班
佐倉市海隣寺町97番地
043-484-6140

相談

離婚前後の不安・お悩みがある方

- ・離婚後の生活に不安がある
- ・ひとり親の手当や医療費助成が知りたい
- ・就職や資格取得の相談がしたい

- ・養育費を確保したい
- ・養育費の支払いがない
- ・親子交流の取り決めってどうやるの？
- ・共同親権になるとどうなるの？ など

経験豊富な
専門家による対応

一部の内容は、**専門の相談員**が対応するため
予約が必要になる場合があります。

まずは、お気軽にお電話ください。

043-484-6140 (こども家庭課)

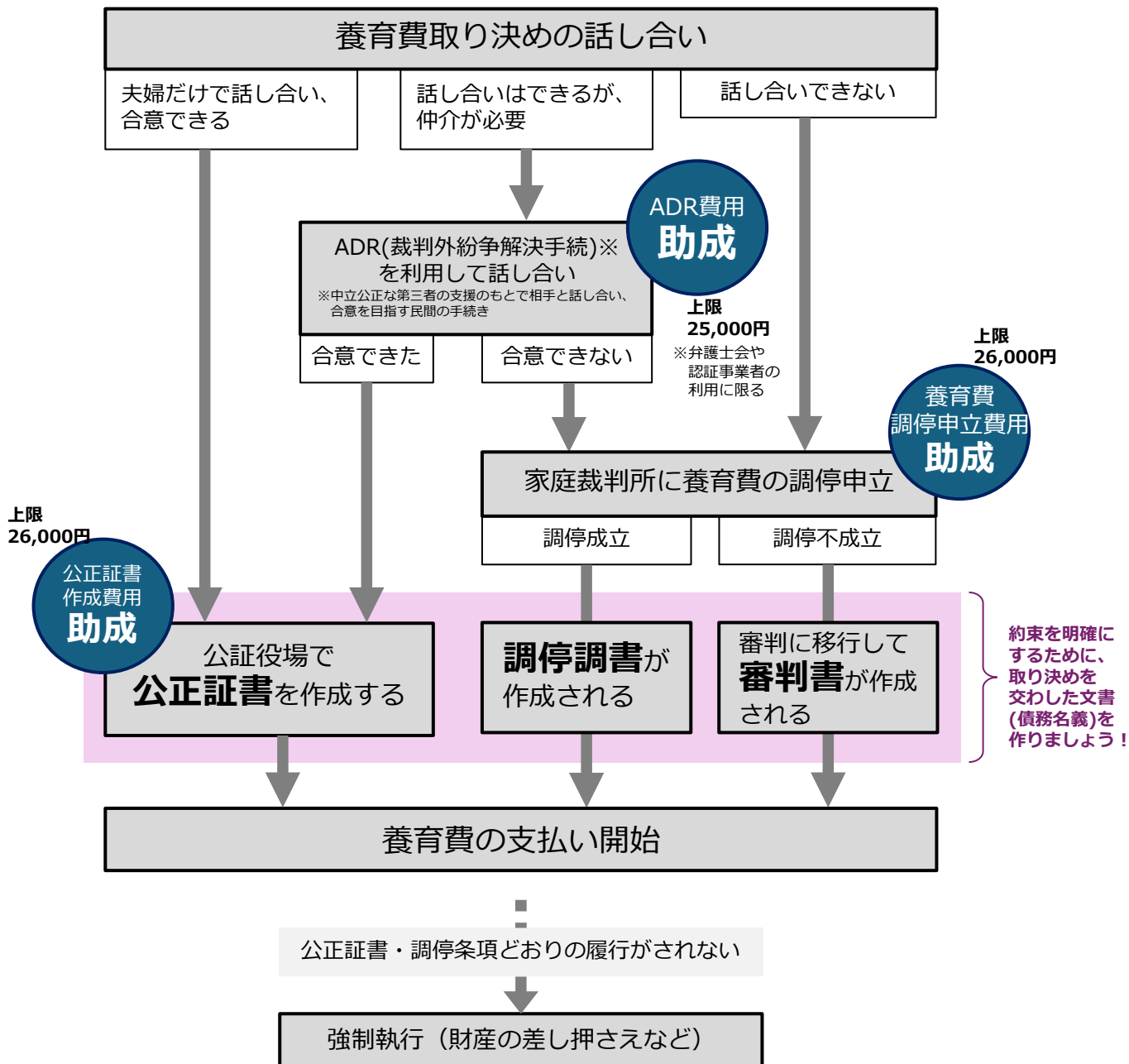
※法的な判断や交渉に関する助言は行えません。

お電話が難しい場合は
こちらから



【相談予約専用】
ちば電子申請サービス

養育費確保に向けた主な手続の流れと助成が利用できるタイミング



助成対象者、対象費用、申請方法など、
詳しくは佐倉市HPをご確認ください。

佐倉市HP

